

特別支援学校支部交流会及び研修会（報告）

日 時：平成27年11月27日（金）13：45～16：30

場 所：高知県立盲学校 第2会議室

参加者：26名

参加校：高知若草養護学校 日高養護学校 盲学校
中村特別支援学校 高知ろう学校 山田養護学校
高知江の口養護学校 高知市立高知特別支援学校
高知大学教育学部附属特別支援学校

1 支部交流会 13：45～14：45

(1) 開会行事 ①支部会長あいさつ（盲学校PTA会長）

②来賓あいさつ（高知県高等学校PTA連合会会長）

③来賓紹介

④高P連事務局長より連絡

- ・高P連全国大会・中四国大会参加についての報告とお礼
- ・全国大会等の団体表彰候補について（依頼）・高P連表彰と表彰式案内
- ・特別支援学校への助成金についてと決算について

(2) 支部交流会 ＊議長 本年度当番校 盲学校PTA会長

①補助事業報告（当日は中村特別支援学校の報告のみ）

○中村特別支援学校

- ・テーマ「サポートブックについての研修」10月20日（火）13：30～15：30
- ・講師 日高養護学校保護者 上村和子氏 ・参加者 19名
- ・概要 サポートブックの利用の仕方（講義）・サポートブックの作り方（実践）・質疑応答

○江ノ口養護学校 ※実施後、

- ・テーマ「親子で陶芸コミュニケーション」12月4日（金）13：40～15：20
- ・講師 月工房 長岡さつき氏 ・参加者 13名（小学部児童対象）
- ・概要 陶芸活動を通じて親子のコミュニケーションや会話を楽しむ

②意見・情報交換会

○各校の特色あるPTA活動についての報告・質疑応答

- ・盲学校 点字ブロック啓発のためのティッシュ配り・イメージキャラ（モー君）の活用
- ・ろう学校 親睦レクリエーション大会・昼食会・文化祭での手話ソングのステージ発表
- ・日高養護学校 夏祭り（事業部）・視察研修（研修部）・親子ふれあいデーやマラソン大会（交流部）など各部の活動・県内各ブロックでの地区会（勉強会・交流会）
- ・山田養護学校 地区別研修会（研修会、懇親会）・地域の祭りへの参加（山田まつり、刃物まつり、七夕まつり）・広報誌「せんだん」での子育て体験記の掲載
- ・中村特別支援学校 地区別活動・「スマートフォン使用について」の研修会・「ねぎま通信」での「私が中村特別支援を選んだ理由（手記）」の掲載
- ・若草養護学校 専門部（通信・事業・進路、研修・むすぶ各部）に全員参加し、活動日を同じにして負担軽減を図っている。イメージキャラクターを現在募集中
- ・江ノ口養護学校 昼食会や茶話会・交流のためのサロンの開設・料理教室・給食試食会
- ・高知大学附属特別支援学校 機関誌「はばたき」の発行・お菓子作り教室・卒業生を祝う会出席
- ・高知市立特別支援学校 給食試食会・施設見学会・中村特別支援学校との交流・保護者間のつながりが強く、子どもたちのモチベーションの上がる活動を目指している。

※ 高P連より要望：各校PTA新聞を全国で集約している。高P連に送付してほしい。

(3) 閉会

2 研修会 15:00~16:10

(1) あいさつ及び講師紹介 本年度当番校 盲学校校長

(2) 演題「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）について」

講師 高知県教育委員会 特別支援教育課 特別支援学校担当チーフ 松田 真一 氏

内容 (1)特別支援学校の現状について（幼児児童生徒数・障害種別児童生徒数）

(2)特別支援学級の現状について（児童生徒数・障害種別児童生徒数）

(3)障害者差別解消法と障害者の権利に関する条約（第24条）に関する動向

・平成23年「障害者基本法」改正

・平成25年「障害者差別禁止法」成立：施行平成28年4月1日

・平成26年「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」批准

インクルーシブ教育システムの構築の推進

(4)障害者の権利に関する条約（第24条教育）

・目的：人権・基本的自由及び人間の多様性の尊重と障害者の人格・才能及び想像力並びに精神的及び身体的な能力を可能な最大限度まで発達させること

・確保する事項：キーワード「共生社会」

①初等教育・中等教育から障害に基づいて排除されないこと

②自己の生活する地域社会において初等教育・中等教育を享受することができること

③必要な支援を一般的な教育制度下で受けること

(5)障害者基本法の改正

・多様な学びの場の確保（障害のない児童生徒とともに教育を受ける配慮の必要）

・第4条<差別の禁止>

実施の負担が過重でないときは必要かつ合理的な配慮がされなければならない

(6)障害者差別解消法 第3章第7条→「合理的配慮」の記載

(7)インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）概要

・人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、社会に効果的に参加する目的の下、障害のある者とない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

・「基礎的環境整備」－合理的配慮の基礎となるもの

①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場 ②専門性のある指導体制の確保

③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導 ④教材の確保 ⑤個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導 ⑥交流及び共同学習の推進など

(3) 質疑応答

3 閉会行事 16:15~16:30

(1) 次年度当番校あいさつ 高知ろう学校 教頭

(2) 事務局校より アンケート用紙記入のお願い・全国大会等の団体表彰候補推薦のお願い

(3) 閉会

4 アンケートの結果

(1) 今回の研修会についての感想 ①とてもよかった（37%） よかった（63%）

・合理的配慮について学ぶことができよかった。

・講演内容が専門的で分かりづらかった。

(2) 次回、研修会の希望について

・いろいろなことをお願いします。

・一般企業の就職担当者のおはなし

・卒業後の就労について

・親亡き後について。後見人について。

（詳細は別添資料に記載）